

神奈川県立神奈川近代文学館
指定管理者外部評価委員会
審査報告書

平成22年 5 月

1 審査報告書作成の経緯

神奈川近代文学館の指定管理者の選定にあたり、神奈川県立神奈川近代文学館指定管理者外部評価委員会（以下「委員会」という。）は、申請団体から提出された申請書の書面審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行った。

このたび、委員会による審査が終了したので、ここに審査結果を報告する。

2 委員会委員

委員名	職業等	分野
石崎 等	日本大学大学院 芸術学研究科非常勤講師	学識経験者
(座長)菅野 昭正	世田谷文学館館長	文学館運営者
蔵本 隆	公認会計士、税理士	経理識見者
袴田 潤一	逗子開成中学校・高等学校校長	施設利用者
由里 幸子	文芸ジャーナリスト	学識経験者

3 選定の経過

平成22年3月25日	申請要項の提示
平成22年3月25日～4月7日	質問の受付
平成22年4月21日	申請書類の提出
平成22年5月5日	委員会開催（申請書類の審査及び評価）

4 審査基準

選定基準		審査項目	審査の視点	配点 (計100)	指定の基準 (条例、規則)	審査の対象とする申請書類該当箇所	
(大項目)	(小項目)						
サービスの向上	1 指定管理業務実施に当たっての考え方	(1) 指定管理業務の指し本姿勢	施設を設置目的や公の施設としての役割・運営方針に関する考え方の理解 業務の一部を委託する場合の業務内容等の状況	5	規則第3条第2号	(様式3) - 1 (1) (様式4)	
		(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務	施設及び設備の保守点検、施設の清掃・保安警備等の維持管理業務についての取組状況	5	条例第5条第2号	(様式3) - 2 (1)	
	2 適切な管理運営	(2) 利用承認等に関する業務	条例に基づく適切な利用料金の設定及び施設の運営方針を踏まえた利用承認等の業務についての取組状況	5	条例第5条第1号	(様式3) - 2 (2)	
		(3) 事業実施に関する業務	施設の運営方針をふまえ、近代文学に係る図書及びその著者の遺品等の収集、整理保存、展示等を行うとともに、閲覧に供することによる効果的な事業取組（指定管理業務以外の事業として自主的に実施する事業を含む。）の状況	25	規則第3条第2号	(様式3) - 2 (3)	
	3 利用者への対応	(1) サービス向上及び促進のための取組	利用者サービスの向上に向けた窓口対応等施設運営の状況	利用者ニーズの把握及び事業等への反映の状況 苦情処理やトラブルへの対応状況 より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の状況	5	規則第3条第2号	(様式3) - 3 (1)
			通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組状況				
	4 安全管理	(1) 日常時の安全管理	(1) 日常時の安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組状況	5	条例第5条第2号	(様式3) - 4 (1)
			(2) 緊急時の対応	事故等の緊急事態が発生した場合の対応の状況			

管理 経費の 節減	1 適切な積算	(1) 事業計画との関係	指定管理業務を行うための経費の積算の状況	10	条例第5条第4号	(様式3)
	2 節減努力	(1) 提案額	提案された指定管理料の経費節減の割合	20		(様式4)
団体の 遂行能力	1 人的な能力	(1) 執行体制 委託業務 のチェック 体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員の確保や配置等の状況 業務の一部を委託する場合の管理・指導體制の状況	5	条例第5条第3号 規則第3条第1号	(様式3)
		(2) 人材育成等	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況			定款(寄附行為)、団体の概要
	2 財政的な能力	(1) 財務状況	施設の運営を安定確実に 行える経営規模の状況	5	条例第5条第4号	定款(寄附行為)、事業計画書、収支予算書、事業実績書、決算諸表
			指定期間内に安定的に事業を継続できる財務体質の状況			
	3 法令等を遵守する能力	(1) 諸規程の整備	指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備の状況 法令遵守の徹底に向けた取組の状況	5	条例第5条第2号	(様式3)
		(2) 個人情報保護の考え方	個人情報保護についての考え方・方針及び個人情報の取扱いの状況			(1)
(3) その他		指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	(2)			
4 その他	(1) これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5	条例第5条第3号	(様式3)	
						- 3 類似施設の運営実績を記載した事業報告等

5 審査の実施方法

(1) 委員会の運営

神奈川県立神奈川近代文学館指定管理者外部評価委員会の設置及び運営に関する要綱に基づき、会議は公開とした。また、会議記録については、発言者名は明示せず、発言内容は要約して公表することとした。

(2) 委員会の実施状況

ア 日時 平成22年5月5日(水) 13時30分～16時50分

イ 場所 神奈川近代文学館 中会議室

ウ 出席委員 5人

エ 内容

(ア) プレゼンテーション及びヒアリング

申請者による申請書類に基づく約40分間のプレゼンテーションの後、委員からの質疑を行った。

(イ) 協議・評価

申請書類及びプレゼンテーションを踏まえ、各委員の意見を集約し、審査基準に基づき委員会として申請書類に対する評価点を決定し、指定管理者としての適格性を審査した。

6 審査結果

委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体は、神奈川近代文学館の指定管理者として適格性を有すると判断した。

財団法人 神奈川文学振興会

7 審査得点

選定基準		配点	審査項目	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	委員会としての 評点	
I サービスの向上	1 指定管理業務実施に当たったでの考え方	5	(1) 指定管理者としての基本姿勢	5	5	5	5	5	5	
	2 適切な管理運営	5	(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務	5	5	5	5	5	5	
		5	(2) 利用承認等に関する業務	5	5	4	4	5	5	
		25	(3) 事業実施に関する業務	20	25	20	25	25	25	
	3 利用者への対応	5	(1) サービス向上及び利用促進のための取組	4	4	4	4	4	4	
	4 安全管理	5	(1) 日常時の安全管理	4	4	4	5	4	4	
(2) 緊急時の対応										
II の管理 節減 経費	1 適切な積算	10	(1) 事業計画等との関係	10	10	10	10	10	10	
	2 節減努力	20	(1) 提案額	12	12	12	12	12	12	
III 団体の 業務遂 行能力	1 人的な能力	5	(1) 執行体制 委託業務の チェック体制	5	4	4	4	4	4	
			(2) 人材育成等							
	2 財政的な能力	5	(1) 財務状況	5	4	5	4	5	5	
	3 法令等を遵守する能力	5	(1) 諸規程の整備	4	5	5	5	5	5	
(2) 個人情報保護の考え方										
(3) その他										
4 その他	5	(1) これまでの実績	5	5	5	5	5	5		
									合計	89

8 提案の概要及び審査講評（委員会としての講評）

団体名	提案の概要及び審査講評	
財団法人 神奈川文学 振興会	提案の 概要	<p>（サービスの向上について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料の収集・整理保存、閲覧 ・寄贈を中心にした一層の所蔵資料の充実 ・所蔵資料の主要情報について、100%データ化を目指すとともに、使いやすいデータ作成を検討 ・肉筆資料等についての専門利用に耐える整理の促進、デジタルデータ原稿の整理、保存方法の研究 ・展示観覧者の閲覧室への誘導による展示施設と閲覧室の連携展示開催等 ・著名作家の展示会のほか、児童文学展など多様な特別展、企画展開催による幅広い層への訴求、また、「動物と文学展」「文学のなかの食事風景」などジャンルを越えた独自の企画展開催による新たな来館者の開拓により、第2期指定管理期間中に2,000人増を目指す。 ・県内図書館、高等学校でのパネル文学展の巡回開催 ・私立中高一貫校の国語教員の協力を得た学校教育との連携事業の開催等 ・講演会、朗読会、映画会など文学に触れる機会の提供 ・閲覧室に新設の読書コーナーへの展示関連書籍配置等文字活字文化振興事業の充実 ・最寄り駅から文学館への誘導表示の充実 <p>（管理経費の節減等について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 展覧会資料の内製化等による事業費節減 冷暖房機器の管理徹底、電球のLED化等による管理経費の節減 集客力のある展覧会開催等による利用料金の増 展覧会関連講演会開催等による事業収入の増 <p>（団体の業務遂行能力について）</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材育成について ・資料の収集・整理、展示企画等、文学館の各業務について、部署間異動による管理運営能力のある人材の育成 採用・雇用の考え方 ・採用における、文学館運営経験者登用などの検討 <p>文学者を中心とした理事会・評議員会等、強力な支援組織の存在</p> <p>実務経験豊富な学芸員有資格者等による運営</p>
	審査講評	<p>委員5人による協議により委員会としての評価を行った結果、評価点の合計が89点となった。県の求める業務水準を満たし、神奈川近代文学館の指定管理者として適格性を有すると判断した。</p> <p>優れていると評価した内容の中には、次のようなものがあった。</p> <p>本県文化芸術の拠点施設の一つとして、神奈川力構想、神奈川県文化芸術振興条例及びかながわ文化芸術振興計画を踏まえたビジョンの下で、施設の設置目的に沿った適切な管理運営が見込まれる。</p>

	<p>展覧会開催について、文学振興の観点から、著名作家以外の作家の展覧会についても提案されている。</p> <p>朗読会開催などの文字活字文化振興事業のほか、展覧会関連事業の講演会・講座など多様な事業の開催実績に基づいて提案が行われており、参加者が文学への関心を深める面で効果が期待できる。</p> <p>資料の整理・保存については、学芸員有資格者等専門性を有する人材により行われ、特に保存については希少資料を含め厳正な管理体制が整備されている。</p> <p>その他、さらに取組を期待するとした内容には、次のようなものがあった。</p> <p>「動物と文学展」「文学のなかの食事風景」などジャンルを越えた独自のテーマによる企画展が提案されており、こうした取組をさらに期待する。</p> <p>特定の作家の個人展のほか複数の作家を統一したテーマで取り上げた総合展のような企画に力を入れることを期待する。</p> <p>長期的な展覧会の計画をたてているが、併せて柔軟にトピック的なものを企画することにより、より幅広い層の県民に訴求することを期待する。</p> <p>県内高等学校でのパネル文学展の実施など学校教育との連携を実施しているが、若年読者層の弱体化に対し文学への意欲や関心をかきたてるような一層の取組を期待する。</p> <p>指定管理者制度の導入に伴い新規人材の採用抑制など経費節減に努めていることについて、職員の適切な世代構成を図るなど文学館運営の知識や技術の継承に支障を来さぬようバランスを考慮し取り組むことを期待する。</p> <p>経営について財務の改善がされている。今後も改善努力を期待する。</p>
--	---

9 議事概要（主要論点）

<p>サービスの向上</p> <p>2 適切な管理運営</p> <p>< 審査項目「(2)利用承認等に関する業務」について ></p> <p>各委員の採点が4点2人、5点3人と分かれた。4点の委員から「利用承認については、利用者の不満がないわけではないので4点としたが、改善の方策が示されているので委員会としては5点で良い」という意見が出され、委員会の評点として5点に決定した。</p> <p>< 審査項目「(3)事業実施に関する業務」について ></p> <p>各委員の採点が20点2人、25点3人と分かれた。20点の委員から「事業実施に当たって、いすの増設など高齢化への対応など改善の余地があることから20点とした」、「展覧会のさらなる工夫を期待して20点とした」との意見が出され、委員会として、こうした期待に応えられるようにという付帯意見を付することとして25点とした。</p> <p>3 利用者への対応</p> <p>< 審査項目「(1)サービス向上及び利用促進のための取組」について ></p> <p>各委員の採点が4点4人、5点1人と分かれた。5点の委員から「県の求める水準より大変優れているということで5点としたが、これまでの質疑を踏まえ、やや優れていると考えを改め、評点を4点とする」という評点変更が行われ、委員会として、サービス向上の余地が全くないことはないであろうということから4点とした。</p>
--

4 安全管理

< 審査項目「(1)日常時の安全管理」「(2)緊急時の対応」について >

各委員の採点が4点2人、5点3人と分かれた。4点の委員から「安全管理については、常に満点ではないということ意識して取り組んでほしいので4点とする。現状に問題があるわけではない」という発言があり、5点の委員2人から「その視点であれば4点」、「高齢者が増加する今後の社会背景を踏まえ、AED設置をすべきであるので4点」との評点変更が行われ、4点4人、5点1人となり、委員会の評点として4点に決定した。

団体の業務遂行能力

1 人的な能力

< 審査項目「(1)執行体制 委託業務のチェック体制」「人材育成等」について >

各委員の採点が4点4人、5点1人と分かれた。4点が多数のため委員会の評点として4点に決定した。

2 財政的な能力

< 審査項目「(1)財務状況」について >

各委員の採点が4点2人、5点3人と分かれた。4点の委員から「会計の専門的視点から5点ということであれば(委員会として)5点評価で良い」「一般論として、公益性を求められる財団法人の運営は厳しい状況にあらうということで4点と評価した」という発言があり、委員会の評点として5点に決定した。

3 法令等を遵守する能力

< 審査項目「(1)諸規程の整備」「(2)個人情報保護の考え方」「(3)その他(環境への配慮)」について >

各委員の採点が4点1人、5点4人と分かれた。4点の委員から「諸規程の一部に修正漏れがある」との指摘があった。事務的に速やかに対応できるものなので委員会の評点として5点に決定した。